2．地域脱炭素化促進事業について（７）

2-4．地域脱炭素化促進事業の流れ（C：地域脱炭素化促進事業計画の認定）

C 地域脱炭素化促進事業は、協議会への事前協議により、協議会構成員等関係者等との合意形成がなされた後、事業の内容や環境の保全等を精査され、市町村が事業を認定。

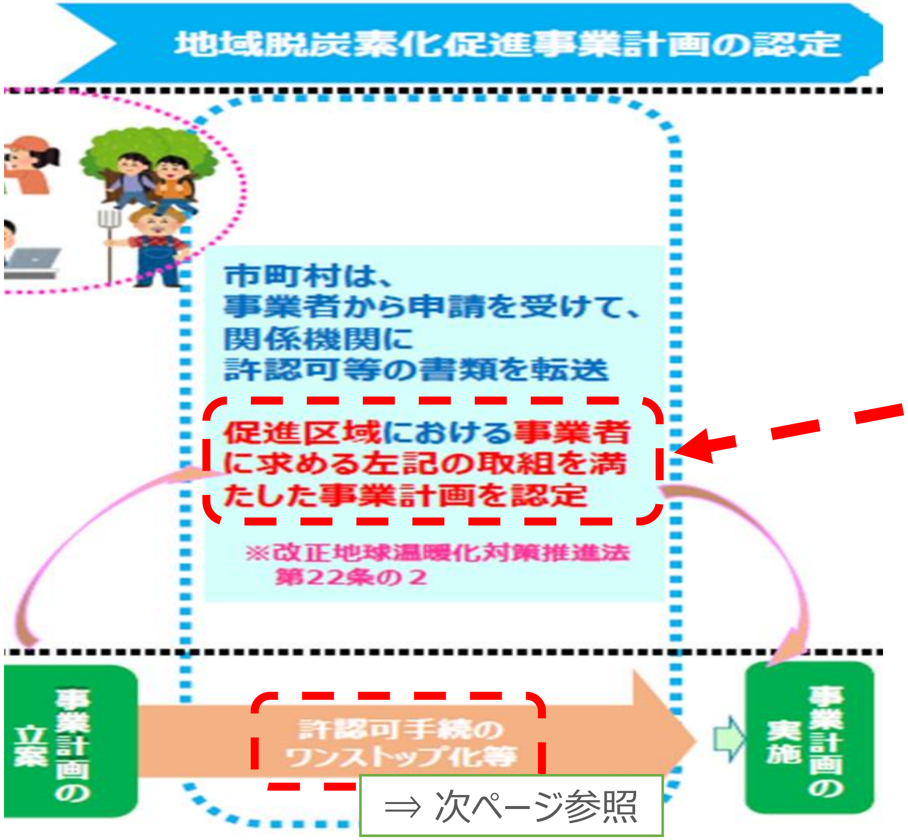

① 協議会における合意形成

- 地域脱炭素化促進事業を実施する事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、協議会内で同計画を協議しなければならない

② 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件

- **地方公共団体実行計画に適合するもの**
  地域脱炭素化促進事業計画が、地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に貢献するか、地域ニーズに合致するか等の内容を精査

- **地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施され、その他省令で定める基準に適合するもの**
  地域脱炭素化促進事業計画の内容（土地利権者や電気事業者の同意、体制整備等）が円滑かつ確実に実施され、関係法令等の規定を遵守できその他環境省令等で定める基準に適合しているか精査

③ 認定後の通知・公表

- 認定された地域脱炭素化促進事業計画を公表

④ 市町村と地域における利点

- 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域環境保全のための取組を定めることができるため、**個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能**

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）令和４年４月より抜粋）

2．地域脱炭素化促進事業について（８）

2-5．認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請等手続きについて

ワンストップ窓口における手続の流れのイメージ。

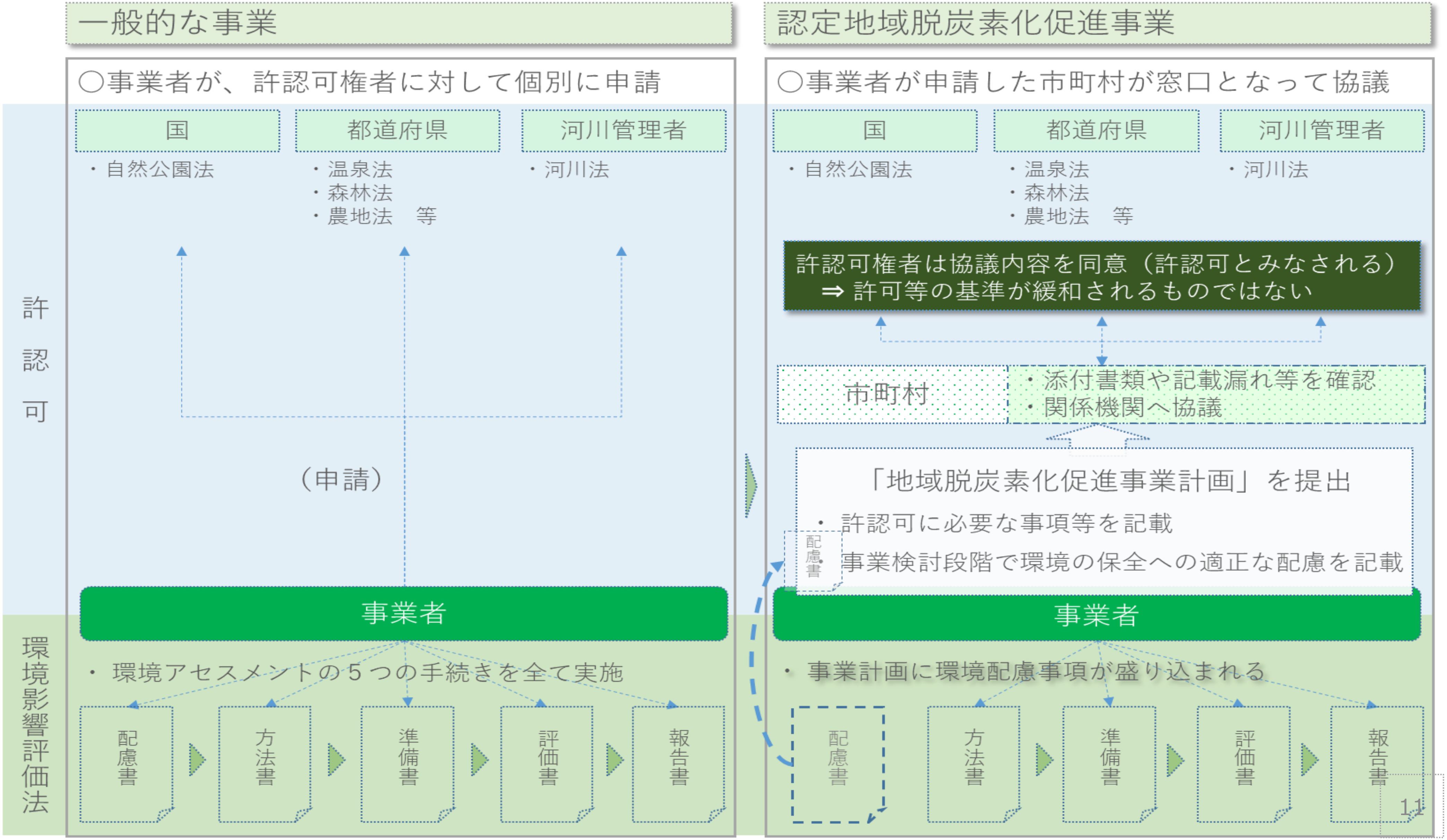

ZERO CARBON HOKKAIDO

３．前回の環境審議会から明らかになった事項
（省令･マニュアル）

３．前回の環境審議会から明らかになった事項（１）

３-１．促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（構成）

環境省令によって示されている国の基準及び都道府県の配慮基準の構成。

［ 国基準 ］

①促進区域に含めない区域（省令第五条の二第１項第１号）

②考慮が必要な区域（省令第五条の二第１項第２号）

③考慮が必要な事項（省令第五条の二第１項第３号）

［ 都道府県の配慮基準 ］

❶市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（省令第五条の四第２項１号）

❷考慮対象事項等（省令第五条の四第２項２号）

<❷考慮対象事項等の詳細>

ア　施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）

イ　考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

ウ　考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

エ　収集すべき情報の収集方法

❸特例基準（省令第五条の四第３項）

❹適用除外（省令第五条の四第５項）

3．前回の環境審議会から明らかになった事項（２）

ZERO CARBON HOKKAIDO

3-1．促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（国基準）

環境省令によって示されている国基準の対象区域及び事項。

① 促進区域に含めない区域（省令第五条の二第１項第一号）

イ　原生自然環境保全地域　及び　自然環境保全地域	（自然環境保全法）
ロ　特別保護地区　、　海域公園地区　及び　第一種特別地域	（自然公園法）
ハ　国指定鳥獣保護区	（鳥獣保護管理法）
ニ　種の保存法の管理地区	（種の保存法）

② 考慮が必要な区域（省令第五条の二第１項第二号）

イ　国立公園、国定公園のうち①ロ以外のもの	（自然公園法）
ロ　種の保存法の監視地区	（種の保存法）
ハ　砂防指定地	（砂防法）
ニ　地すべり防止区域	（地すべり等防止法）
ホ　急傾斜地崩壊危険区域	（急傾斜地法）
ヘ　保安林	（森林法）

③ 考慮が必要な事項（省令第五条の二第１項第三号）

イ　国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	（種の保存法）
ロ　騒音その他生活環境への支障	

３. 前回の環境審議会から明らかになった事項（３）

３-１. 促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（都道府県の配慮基準）

環境省令によって示されている都道府県の配慮基準。

❶ **市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（省令第五条の四第２項第一号）

❷ **考慮対象事項等**（省令第五条の四第２項第二号）

ア　施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ　考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ　考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ　収集すべき情報の収集方法

❸ **特例基準**（省令第五条の四第３項）

❹ **適用除外**（省令第五条の四第５項）

３-１．促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（基準の相関関係）

環境省令によって示されている都道府県の配慮基準と国基準、促進区域の関係性。

道が定めるものは、次のうち、❶～❹。

市町村

① 促進区域に含めない区域
（国基準）

❶ 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域
（省令第五条の四第２項第１号）
【 道の配慮基準 】

❷ 考慮対象事項等
（省令第五条の四第２項第２号）
ア 施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ 収集すべき情報の収集方法
【 道の配慮基準 】

② 考慮が必要な区域
③ 考慮が必要な事項
（国基準）

促進区域（市町村設定）

＋

❸ 特例基準を定めることができる（省令第五条の四第２項第３号）　【 道の配慮基準 】
- **アセス法規模未満の施設※1が対象　　・❶及び❷の一部の考慮を要しない**
- **施設の規模、設置形態、設置場所等の観点から一定の規模等に限定を付し、考慮を要しないと定めた事項を除いた上で、別途定める考慮が必要な事項（特例事項）**

❹ 適用除外を定めることができる　（省令第五条の四第２項第３号）　【 道の配慮基準 】
- **アセス法第１種事業規模未満の施設※2が対象**
- **施設の種類ごとに、その規模、設置形態、場所等を勘案して、❶、❷及び❸を適用しない施設**

※１　アセス法規模未満の施設とは、アセス法で定められた事業規模に満たない施設のこと

※２　アセス法第１種事業規模未満の施設とは、アセス法で定められた第１種事業規模に満たない（第２種事業規模以下）施設のこと

ZERO CARBON HOKKAIDO

3-1．促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（❷考慮対象事項等の詳細）

❷考慮対象事項等で示されているア～エの詳細。

ア　地域の自然的社会的条件に応じた環境への適正な配慮が確保されるように考慮すべき事項（考慮対象事項）

	イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持														ロ　生物多様性			ハ　人と自然のふれあい	
施設の種類	H_2S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
太陽光			○					○			○	○	○		○	○	○	○	○
風力								○			○	○		○	○	○	○	○	○
水力		○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
地熱	○	○						○		○	○				○	○	○	○	○
バイオマス							○	○	○						○	○	○	○	○
再エネ熱供給	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上記以外で都道府県が定める施設	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※必要と判断する事項

イ　考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

・自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を講じる

ウ　考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

	イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持														ロ　生物多様性			ハ　人と自然のふれあい	
収集すべき情報の種類	H_2S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
集落、学校、病院、その他環境保全配慮施設	○						○	○	○				○	○					
水道原水取水地点等		○	○	○	○	○													
温泉										○									
地形地質											○								
土地の形状が保持される性質												○							
原生自然環境、重要生息地、重要生態系															○	○	○		
眺望、景観資源の分布																		○	
野外レク施設、自然ふれあい施設																			○

エ　収集すべき情報の収集方法

・具体的な根拠を有する文献やその他資料及び専門家からの聴取等による資料

3．前回の環境審議会から明らかになった事項（６）

3-2．マニュアル

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）の解説と都道府県の配慮基準設定時の注意事項を抜粋。

マニュアルの解説内容（抜粋）

- 地域脱炭素化促進事業に関する制度趣旨、基準や事項の定め方等について
- 市町村が促進区域を定める際の協議会等の運営や構成等について
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定（以下認定という。）の基準や変更等について
- 認定を行う場合に適用される特例の概要と市町村等が準備すべき体制等について

都道府県の配慮基準設定時の注意事項（抜粋）

- 国の基準を上乗せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準
- 市町村が促進区域を設定する際に参照できるよう、考慮すべき環境配慮事項とともに、収集すべき情報と収集方法、環境配慮のための考え方を示す
- 国の①促進区域に含めない区域を都道府県基準において促進区域とすることを可能とするような基準は設定できない
- 国の②考慮が必要な区域を、都道府県基準の❶市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域に定めることはできる
- 必要に応じて、省令で定められた環境配慮事項以外の環境に配慮すべき事項を追加することができる

３．前回の環境審議会から明らかになった事項（７）

ZERO CARBON HOKKAIDO

３-３．都道府県の配慮基準のイメージ（❶市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）

『大規模太陽光発電施設』を対象とした❶市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域の配慮基準イメージ。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・○○保安林 ・△△保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第１版）2022年４月より抜粋）